

令和6年1月31日
知基第186-2号

内閣府政策統括官（重要土地担当） 殿

沖縄県知事
（公印省略）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第5条第1項に基づく注視区域及び同法第12条第1項に基づく特別注視区域の指定（案）について（回答）

令和5年12月26日付け府政第536号で照会がありましたみだしのことについて、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 令和5年12月26日付け事務連絡別紙1に示す情報：該当無し
- 2 その他の意見：別添のとおり

担当：知事公室基地対策課

電話：098-866-2460

担当：町田、大嶺

メール：[REDACTED]

その他の意見

その他の意見を下記のとおり提出するので、県民の理解が得られるよう、これらを尊重することを強く求めます。

記

- (1) 沖縄県においては、戦後78年が経過した現在もなお、在日米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し、沖縄本島においては陸地面積の14.4パーセントが米軍専用施設で占められている。基地が集中することにより環境問題や米軍関係の事件・事故が跡を絶たず、また、広大な米軍基地が県土の有効利用の阻害要因となっている。このため、沖縄県の基本構想である沖縄21世紀ビジョンでは、「基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き基地の整理・縮小を進める」としている。こうした中、このような米軍基地の周辺を注視区域又は特別注視区域（以下「注視区域等」という）として指定することは、さらなる負担を強いるものであるとして、極めて強い反対意見がある。国においては最大限地域の実情を踏まえ、対応いただきたい。
- (2) 米軍基地が集中する沖縄本島中部では、広大な範囲が特別注視区域とされており、米軍基地を除いた残りの区域が全て特別注視区域に含まれる地方公共団体（北谷町、嘉手納町）もある。注視区域はもとより、特別注視区域も必要な最小限度のものとなるよう、一つの敷地に特別注視区域及び注視区域の指定の事由に該当する施設又は機能がいずれも存在する場合は、注視区域の指定の事由に該当する施設又は機能の敷地の周囲は、注視区域として評価するなど、見直していただきたい。
- (3) 特に、米側にタイヨーゴルフコースとして提供されている敷地や、キャンプ瑞慶覧の一部で返還に先立って緑地公園として今年度中に一般の利用に供しようとしているロウワー・プラザの周辺などは、法第2条第4項第1号に掲げる防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能に該当するとは考えられない。これら敷地の周辺を特別注視区域とすることは、到底、必要な最小限度のものとは言えず、範囲を見直していただきたい。
- (4) 今後返還が予定されている米軍基地（那覇港湾施設、牧港補給地区、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧）の周辺が注視区域等として示されている。部分的な返還も含め、返還された場合に速やかに注視区域等の変更ができるよう、適切な体制を構築していただきたい。
- (5) 領海基線の周辺等として示された、沖縄本島南部の注視区域等の中には、平和祈念公園をはじめ、第二次世界大戦の激戦地も含まれている。法に対して様々な意見がある中、機能阻害行為を防ぐ上で、こうした地域を注視区域等に指定することが真に必要不可欠か再考いただきたい。